

V 性・暴力表現等への対応

現状・課題

- 平成 24 年 10 月の内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」によると、テレビや新聞、インターネットなどのメディアにおける性・暴力表現について問題があると考えている人は、7 割強にのぼりますが、年齢別にみると、問題があると考えている人の割合は、50 代が一番多く 8 割強、20 代が一番少なく 6 割と、親世代と子世代で 2 割の開きがあります。
- 表現の自由を十分に尊重しつつ、表現される側の人権や性・暴力表現に接しない自由、マスメディアや公共空間において不快な表現に接しない自由にも十分な配慮を払う必要があります。
- グローバル化に伴い、ビジネスや観光で来日する外国人が増えている中、性・暴力表現について国際的な視点を持つことも大切です。
- 東京都では、平成 22 年 12 月に「東京都青少年の健全な育成に関する条例」を改正し、青少年の健全な育成を図るため、インターネットの利用環境の整備等に関する規定や、児童ポルノ根絶等に係る都の責務等に関する規定を設けました。また平成 26 年には、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」が改正され、平成 27 年 7 月から児童ポルノを所有するなどの行為について、罰則が適用されるようになりました。
- スマートフォンの普及により、SNS やアプリ等を活用して、インターネット上で、より手軽に様々な情報を手に入れたり、交友関係を広げたりすることができるようになりましたが、その反面、トラブルに巻き込まれるケースも増えています。
- 最近では、オンラインゲームなどで知り合ったことがきっかけとなり、犯罪に巻き込まれるケースも出てきています。
- さらに、交際相手に性的画像等を提供してしまい、のちにインターネットに掲載・拡散する、いわゆるリベンジポルノの被害が社会的な問題となり、平成 26 年 11 月に「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」が制定されました。
- こうした被害に巻き込まれないように、インターネット利用等に関する正しい理解を促すことが大切です。インターネット上の情報は、必ずしも正しいものばかりとは限りません。一人一人が情報を主体的に読み解き、その情報を見極めて取捨選択する能力や自ら発信する能力（メディア・リテラシー）を身に付ける必要があります。

- また、被害に遭ってしまった場合には、身近な窓口で相談できるように、東京都をはじめ区市町村の相談窓口等での相談対応能力の強化を図る必要があります。

取組の方向性

- メディア事業者自身による暴力や性表現の自粛等、自主的な取組を促すことが必要です。
- インターネット等の利用環境の整備や適正な利用に関する普及啓発等を行う必要があります。
- 情報を発信する責任や情報リテラシーなどメディアへの対応能力を育成する必要があります。
- また、インターネット利用等に関する正しい理解を促すための啓発を行う必要があります。
- リベンジポルノをはじめ性・暴力表現に関わるトラブルの被害にあった人からの相談に対応できるように、研修等により相談窓口の対応能力の強化を図る必要があります。